

NO&T International Trade Legal Update

国際通商・経済安全保障ニュースレター

2024 年 7 月

国際通商・経済安全保障ニュースレター No.21

危機管理・コンプライアンスニュースレター No.96

米国最新法律情報 No.124

近時のウイグル強制労働防止法（UFLPA）の執行状況等に関する アップデート

弁護士・ニューヨーク州弁護士 塚本 宏達

弁護士 福原 あゆみ

弁護士 近藤 亮作

1. はじめに

米国では、ウイグル強制労働防止法（UFLPA）の執行が 2022 年 6 月に施行されて以降、積極的に行われている。2024 年 7 月 9 日、米国国土安全保障省（DHS）のアレハンドロ・マヨルカス長官は、UFLPA 施行後の 2 年間で、当局は約 9000 件（34 億米ドル相当）の貨物の輸入を差し止め、後述する Entity List に 68 の事業体を指定したと述べ、これまでの成果を強調している¹。本ニュースレターでは、UFLPA に関連する近時の主要なアップデートを中心に紹介する²。

2. 新疆ウイグル自治区からの調達等を理由とする Entity List への追加

米国では、従前から 1930 年関税法により強制労働により全部又は一部が製造等された製品の輸入が禁止されてきたが、UFLPA は、中国新疆ウイグル自治区における強制労働に特化し、①新疆ウイグル自治区で全部又は一部が生産等された製品、及び②米国政府が特定した事業体のリスト（Entity List）に掲載された事業体により生産等された製品について、強制労働により生産された製品であると推定し、輸入者である企業が、輸入品が強制労働により製造されたものでないことを「明確かつ説得力のある証拠」により立証するなどの要件を満たした場合に限って輸入が認められるとしており、新疆ウイグル自治区からの調達を行う企業側に強制労働を利用していないことの立証責任を課している点に特徴がある。

上記②における規制対象となる Entity List は施行以降複数回にわたって更新されているが、2024 年 5 月 16 日

¹ “DHS Secretary Alejandro Mayorkas on New Frontiers in UFLPA Enforcement”

² 前回の UFLPA に関連するアップデートについては、NO&T Compliance Legal Update 危機管理・コンプライアンスニュースレター No.80（NO&T U.S. Law Update 米国最新法律情報 No.101・NO&T International Trade Legal Update 国際通商・経済安全保障ニュースレター No.12 との合併号）「[米国ウイグル強制労働防止法に関する近時のアップデート](#)」（2023 年 10 月）をご参照ください。

に DHS は新たに中国を拠点とする繊維企業 26 社を Entity List に追加しており³、本更新では過去最大数の企業が一度に Entity List に追記されている。また、追加された 26 社には、(新疆ウイグル自治区と距離的に離れている) 中国東部に所在する企業も含まれており、自社が新疆ウイグル自治区における強制労働に関与しているのではなく、同地区から綿花を調達していることを理由にリストに追記がなされたものであることが注目される。

また、DHS は、2024 年 6 月 11 日にも、中国を拠点とする水産物加工、アルミニウムやグラファイトカーボン、ブレーク陽極等の製造、履物の製造販売を行う 3 社について、新疆ウイグル自治区における強制労働に関与しているとして Entity List への追加を行っている⁴。

3. 優先セクターへのアルミニウム、PVC、水産物の追加

UFLPA 施行後、DHS は毎年 UFLPA に関する戦略を公表しているところ、2024 年 7 月 9 日に本年の新たな戦略が公表された⁵ (以下「2024 年戦略」という。)。従前の UFLPA の戦略では執行の優先度が高いセクターとして綿花やポリシリコンを含むシリカ系製品、トマトとその加工品が列挙されていたところ、2024 年戦略では、アルミニウム、PVC (ポリ塩化ビニル)、水産物が新たに追加されたことが注目される。同戦略では、当該サプライチェーンにおける新疆ウイグル自治区での強制労働リスクが高いとして、これらのセクターに含まれる企業に関する Entity List への掲載や関連する執行を優先的に検討することが記載されている。

これらのセクターは、上記 2. に記載した Entity List への追加事例にも表れているように、優先セクターとして追加される以前から、Entity List への追加や公聴会の開催等が積極的に行われるなどして強制労働リスクが問題とされており、今回の優先セクターへの追加において、こうした流れを追認・補強するものと考えられる。米国当局がどのような製品群について執行を強化しようとしているかは、このように執行戦略の中で優先セクターとして公表されるまでの間は必ずしも明らかではなく、Entity List への追加や執行状況を基に推測せざるを得ない面がある。今後も同様の流れにおいて優先セクターが追加されうること示唆されることから、執行戦略以外の当局の動向等にも留意しておく必要があると考えられる。

4. その他の UFLPA に関する動向

UFLPA 自体においては製品に含まれる新疆ウイグル自治区からの調達品の割合が少ない場合の除外規定は設けられておらず、理論的にはごく一部の原材料や部品が同地区から調達されていたとしても、製品全体の輸入が差し止められる可能性がある。もっとも、米国通関全体としては、関税法全体のデミニマス規定 (800 米ドル以下の製品については関税が免除される。) が存在することにより、これが抜け穴となっているとして厳格化を求める声もあることから、この点についても今後の動きが注目されることである。

また、報道によれば 2024 年 2 月に欧州自動車メーカー等の自動車数千台が UFLPA に基づき輸入の差止めを受けたとされているところ、自動車業界を巡っては、米国上院財政委員会のロン・ワイデン委員長が、2024 年 5 月、自動車メーカーが新疆ウイグル自治区に由来する部品等が米国に輸入される自動車やトラックに使用されていないことを確認するために適切にサプライチェーンを監視することが遅れている等の内容を含む報告書を公表する⁶

³ [“DHS Announces 26 Additional PRC-Based Textile Companies to the UFLPA Entity List”](#)

⁴ [“DHS Adds PRC-Based Seafood, Aluminum, and Footwear Entities to Uyghur Forced Labor Prevention Act Enforcement List”](#)

⁵ [“Strategy to Prevent the Importation of Goods Mined, Produced, or Manufactured with Forced Labor in the People’s Republic of China”](#)

⁶ [“Automakers Shipped Cars and Parts Made by Chinese Company Banned for Forced Labor to the United States; Car Companies Are Failing to Police Their Supply Chains For Chinese Components Made with Forced Labor, Finance Committee](#)

など、執行強化を求める動きもあることに留意しておくべきである。

5. EU の強制労働規則の動向

強制労働により生産等された製品の流通については、EU でも議論が進展している⁷。2024 年 4 月、欧州議会
は、強制労働により生産された製品の EU 域内での流通及び EU 域外への輸出を禁止する規則案（FLR）を承認し
た⁸。

本規則案は、強制労働により生産された製品の EU 市場での流通及び EU 市場からの輸出を禁止する目的のため、
当局が、製品が強制労働により採掘、生産、製造等がなされた疑いがある製品について調査を実施し、強制労働が
判明した場合、EU 域内で生産されたものか EU 域外から輸入されたものかに関わらず、その製品の流通を禁止し、
EU 市場から排除することを可能にするものである。UFLPA では上記のとおり企業側に立証責任が課せられている
のに対し、FLR では、当局側が立証責任を負う建て付けとされている点が特徴である。

別途 EU で 2024 年 5 月に最終採択された企業持続可能性 DD 指令⁹と異なり、本規則案の適用には従業員数や
売上高の要件はなく、EU 市場に製品の供給や輸出等を行う全ての法人または自然人が対象となる。今後、EU 理事
会による採択がなされた後、加盟国は規則発行日から 3 年以内に新規則の適用を開始することが見込まれる。

6. おわりに

このように欧米ではサプライチェーンからの強制労働排除の動きが進展している。企業としては、このような規
制に基づく製品の供給断絶のリスクにも留意するため、自社のサプライチェーンに存在する人権リスクについて定
期的に評価し、リスクの重大性に応じたサプライチェーンの見直しなどの対応を行うことが望ましいと考える。

以 上

2024 年 7 月 26 日

Majority Staff Investigation Finds”

⁷ 前回のアップデートについては、NO&T Compliance Legal Update 危機管理・コンプライアンスニュースレター No.86「[欧州の企業持続可能性 DD 指令（CSDDD）案及び強制労働製品・流通禁止の規則案に関する近時のアップデート](#)」（2024 年 3 月）をご参照ください。

⁸ “[Products made with forced labour to be banned from EU single market](#)”

⁹ NO&T Compliance Legal Update 危機管理・コンプライアンスニュースレター No.91「[欧州の企業持続可能性 DD 指令（CSDDD）の正式採択と日本企業に与える影響](#)」（2024 年 6 月）をご参照ください。

[執筆者]

**塚本 宏達**

(Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP 弁護士・ニューヨーク州弁護士 パートナー)

hironobu_tsukamoto@noandt.com

+81-3-6889-7210 (日本) , +1-646-378-7761 (NY)

京都大学法学部及び The University of Chicago Law School 卒業。05 年～07 年 Weil, Gotshal & Manges LLP (シリコンバレー) 勤務。雇用関連法と知的財産法の分野を中心として国内外の依頼者に対しリーガルサービスを提供するほか、会社法関連紛争、不動産取引関連紛争等、企業活動に関連する多様な紛争案件の代理経験も豊富に有する。また、海外訴訟のマネジメントや国際仲裁案件の代理といった国際紛争対応も行っている。

**福原 あゆみ** (長島・大野・常松法律事務所 弁護士 パートナー)

ayumi_fukuhara@noandt.com

法務省および検察庁での経験を活かし、企業の危機管理およびグローバル調査を主な業務分野としている。国内外の規制当局が関与するクロスボーダーの複雑な調査を取り扱うほか、ビジネスと人権 (BHR) に関するアドバイスをはじめとするコンプライアンス体制構築の支援も多数行っている。経済産業省「サプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン検討会」委員 (2022 年)。主な著書に『基礎からわかる「ビジネスと人権」の法務』(中央経済社)。日本経済新聞社の 2023 年「企業法務税務・弁護士調査」のビジネスと人権分野にて第 2 位に選出 (企業選出・総合選出)。

**近藤 亮作** (長島・大野・常松法律事務所 弁護士 カウンセル)

ryosaku_kondo@noandt.com

前在ジュネーブ国際機関日本政府代表部勤務 (国際通商紛争処理担当)、元外務省経済局国際貿易課国際経済紛争処理室勤務。国内外の依頼者に対して、国際通商法 (各国通商関連措置、アンチダンピング等の貿易救済事案、サプライチェーンほか)、紛争処理、コンプライアンス、コーポレート、危機管理業務などを取り扱う。最近の主な著作に、「WTO アンチダンピング等最新判例解説(90) セーフガード調査における「事情の予見されなかった発展の結果」と「重大な損害のおそれ」」(国際商事法務 (国際商事法研究所) 2022 年 12 月号)、「法務担当者のためのポリティカルリスクマネジメント」(NBL (商事法務) 2022 年 9 月 15 日号 (共著))、「経済安全保障推進法の実務対応をさぐる 契約実務、企業コンプライアンスへの影響と対応」(ビジネス法務 (中央経済社) 2022 年 9 月号 (共著)) など。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的な事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー

Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、約 600 名の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ*及び上海に拠点を構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

(*提携事務所)

国際通商・経済安全保障ニュースレター、危機管理・コンプライアンスニュースレター及び米国最新法律情報の配信登録を希望される場合には、<<https://www.noandt.com/newsletters/>>よりお申込みください。国際通商・経済安全保障ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<nl-internationaltrade@noandt.com>まで、危機管理・コンプライアンスニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-compliance@noandt.com>まで、米国最新法律情報に関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-us@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承ください。